

茨城縣の災害救済土木事業の執行と

其の前後の情況 (二)

瀧川勸則

四、軍隊の活動

御承知の通り日支事變勃發以來帝國は多數の精兵を大陸に送り東亞新秩序建設の聖戰に従つて居るのであるが、昔から我國ではいざ鎌倉といふ時には必ず武士が何か一働するといふのが七、八百年前も今も變る所なき我國情中最も頼もしい點である。今次の災害に際しても、多數の精兵を大陸方面に送つて居るにも拘はらず尙我茨城縣民は内地殘留の軍隊に非常な恩恵に預つた。是に關し今一、二の實例を述べて見たいと思ふ。土浦附近櫻川に於ては破壊二十四團所に及び濁流は滔々として土浦、眞鍋の兩市街を襲ひ刻

々危険が迫つて居たのであるが、此時工兵第十四聯隊の一部は直ちに水防作業に出動地元各種團體の先頭に立つて之をリードし多大の効果を收めた。一方霞ヶ浦航空隊は濁水中に逃げ遅れた老幼婦女子の救出に必死の活動を續け多數の人命を救助した。他面同隊所屬の飛行機は時を移さず災害地上空より寫眞を撮影水魔跳梁の跡を明かにした此の寫眞は應急措置に役立つたのみならず將來恒久對策樹立の上に好個の資料を提供したものと云ふべきである。又水戸市附近に於ては、那珂川の増水に依つて下市の殆ど全部、松本町、根本町、霞町等同川沿岸一帯の各町は濁流に飲まれ

てしまつたのであつたが逃げ遅れた市民は或は屋上に昇り或は大木に攀じて救ひを求めつゝあつた。勿論警察に於ても、總動員の下に必死の活動を爲し、消防組、青年團其の他の團體に於ても救助に手を盡しつゝあるのであつて消防組の如きは約九萬人が出動したのであつたが、自然の猛威には手の施し様もない場合もある。人を乗せたまゝ、屋が流れてくる。波に揺られて振落されさうになるしがみついて救助を求める何か障害に突當ると一瞬にして家屋は崩れ人は濁流に飲まれてしまうなど全く人間の世の出來事とは思はれない自然の猛威であつた。此の中にあつて敢然挺身罹災者の救出に乗り出したのは工兵第十四聯隊の一部及歩

兵第二聯隊の一部である。彼等は鐵舟を漕ぎ、生た心地もない市民を一人一人力強く救出して來る。全く感激なしに見て居られぬ光景ではありますまいか、是等軍隊の活動と官民一致の努力結果全縣土の五分の一を泥海と化し、破壊流失家屋七百九十一戸浸水家屋三萬九千百十八戸と謂ふ眞に前古未曾有の大洪水に襲はれながら死者五十七名、負傷

者六十四名といふ人命の損失を僅少に止め得たのである。濁流の渦卷、強風の唸り凄慘の氣滿々たる中に何人も手を施し得ない難作業に兵士は唯黙々として這入つて行く、止めても止まらない、「生還を期せず」との覺悟がなければ全く出來ないことだ。戦争に行つたのと同じ氣持である。救出された者や其の縁邊者の感謝は勿論、何人も感激なくしてこれが見られよう。而して此の活動により四萬一千五百餘名が溺死の悲運より救出されたのである。茲に大要を大方の諸賢に報告すると共に感激を新にし深く感謝の意を表したいと思ふのである。

五、災害應急對策

今日の如く超非常時局下に於て、右の如き大災害に遭遇し、上皇皇の御軫念を忝ふせるは縣民一同恐懼に堪へない所であつて又新東亞建設の聖業に従つてゐる第一線將兵に後顧の憂あらしめ其の士氣に影響するが如きことありとせば實に容易ならぬこと、言はねばならぬ。依つて縣は風雨未だ歇まざる内に、災害對策聯絡本部を設置し聯絡本部に

知事部長關係課長集合の上水害對策聯絡會議を開催し各部署よりの情報對策を持寄り、統一ある對策確立に努むることとし、此の會議は、毎日午前九時三十分開會の定例会とした、斯くして戰地に在る郷土部隊將兵が此の災害の報を手にしたとき何等懸念なく奮闘し得るよう畑、寺内兩最高指揮官及び末松、井關、横山、岩倉、千葉、野口の各部隊長に對し七月二日電報を以て左の如く依頼した。

電 報

『本縣下數日來ノ豪雨ノ爲出水アリ相當ノ被害アル見込ナルモ官民一致萬全ノ對策ヲ講ジツ、アルニ付御懸念ナク御奮闘アリタク此ノ旨將兵各位ニ御傳達ヲ乞フ』
縣の救援組織の概要は左の如きものである。

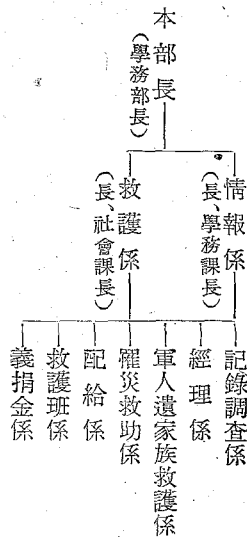
(1) 水害對策聯絡本部

七月一日設置水害對策に關する事務の連絡を圖り且之が執行の適正迅速を期す。

(2) 救護本部

迅速を要する救護の萬全を期する爲學務部長を本部長と

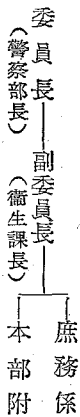
し左の如く組織した。



尙災害地域の廣大なるに伴ひ現地に救護事務所設置の要あるを認め下館、土浦、水海道、麻生、江戸崎の各町に縣の事務所を設置し主任以下數名多きは數十名の所員を配置し本部と聯絡の下に必死の活動を爲さしむ。

(3) 防疫救護本部

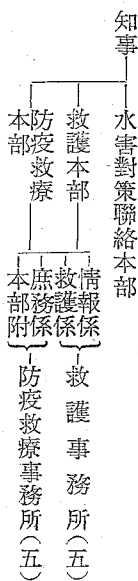
傳染病豫防並に醫療救護の萬全を期する爲其の指揮統制に當る組織左の如し。



尙救護事務所と同様の理由に依り縣を五方面に分ち水

戸、太田、土浦、水海道、下館の各警察署に防疫救療事務所を設け本部の指揮下に診療、防疫、檢疫、消毒、検菌、衛生、連絡、宣傳の八班を設け現地の防疫、救療に活動せしめた。右に依り縣の救援組織を一覽すれば、

— 定例水害對策聯絡會議



尙罹災救助の爲六月三十日各警察署を通じ縣下全町村に對し罹災救助基金法施行細則取扱手續第一條に該當する向は速に罹災者の救助を爲すやう警察電話を以て通牒を發し町村當局の活動を促し、一方救護指導班を組織し各課長を班長とし縣下五方面に派遣することゝした。南部方面は滿々たる濁水北部及中部兩方面は濁流滔々と渦巻き交通通信の機關は全く杜絶した中に各班長は萬難を排して現地に急行し明實共に生命を抛て活動したのであつた。班長は救助を必要な適宜の措置を採ることを得又現地より報告並意

見具中を行はしむることとした。然るに一時は救護指導班が現地に着せりや否やの消息すら判らぬなど其の苦心と焦慮とは並大抵ではなかつたのである。斯る中にも電信電話の復舊は勿論道路橋梁の復舊に努力した結果災害の程度日追つて明瞭となるに従ひ災害廣範且深刻であつて前記五方面のみの救護を以て足らざること漸次判明するに伴ひ廳員五十名を以て郡別救護班を組織し各地に急行せしめ町村當局に協力せしむることとしたが班員は其の後必要に應じ第二次十一名第三次二十五名と増派を行ふの不得已状態であつた。右救護班は災害地に於ける物資、飲料水、被服等の有無並配給の状況を調査し隣接町村並救護本部と連絡を取り普遍的配給にあらゆる手段を盡した。交通通信機關殆んど停止し縣並各公共團體とも全く組織的機能を失つたときに方り之等救護班員の活動は多大なる不便と困難とが伴つたのであるが漸次有機的活動を爲し得るに至り幾多有益なる寄與を爲したのであつた。斯くして各方面の救護着々進捗するに伴ひ順次救護困難なる地方に班員を集中し不眠不

休救護に努めた。今救護班の取扱つた配給物資の主なるものを見るに白米二、〇九三俵、罐詰四一、六二六箇、鹽鮭三一〇〇尾、キヤラメル四、五〇〇箇、ビスケット四、五〇〇袋、干魚二、〇八〇貫、被服六、九四一枚、毛布九、八六〇枚、蓆四、〇〇〇枚、蚊取線香二、〇〇〇箱、蠅取紙一〇、〇〇〇枚、舟三〇艘、手拭三、二〇〇本此の外味噌、醫油、漬物、ローソク、マツチ、藥品、梅干、縫糸等三十三種を數へ其の細大洩らさざる配給陣の活動は定に遺憾なしと言はねばならぬ。

六、災害關係豫算成立と縣會議員全員

協議會

災害應急諸經費中罹災救助費に付ては七月四日緊急の必要を認め府縣制第八十六條に依る專決處分に依り一五〇、〇〇〇圓の追加豫算を成立せしめ次で七月十一日急施縣參事會を開き一般合計特別會計を通し一、一五五、二七五圓の追加豫算を議決した此の合計は一、三〇五、二七五圓である。此の内土木關係應急費は六五〇、〇〇〇圓である。

縣は一應前記諸施設の順調なる進捗を見るや一方縣民の士氣を沮喪せしめず又縣の爲さむとする所を縣民に明示し且縣民の要求せむとする所を聽く爲郡別に町村長農會長聯合協議會を開かしめ縣より各係を此會に出席せしめ質問應答の方法を以つて極めて巧妙に縣民を指導し併せて縣民の意の向ふ所を知つたのであつたが災害救済土木事業執行の見込なることも此の會に於て説明したのである次で七月十四日には茨城縣水害復興委員會を設置し、知事の諮問に應ぜしむることとし七月十九日には縣會議員全員協議會を開催した。此の協議會に於ては先づ知事より水害對策概要の説明をなし協議に入り宣言を爲し中央各方面に陳情を爲すこととし十名の陳情委員を選定した。本協議會に於ける知事の説明は各般に互り縣の對策を明示するものであるから主なる所を抜萃し又宣言は縣民全體の意思表示として之を次に掲げたいと思ふのである。尙陳情事項は十一項に互り當時中央方面への官民一致の所願であつたのであるから之もこゝに掲げて大方の御參考に供したいと思ふのである。

知事水害對策概要説明要旨 (拔萃)

本年一月不肖本縣知事を拜命致しまして以來只管縣民福利の増進を念願し時局下に於ける縣政に努めつつあるのであります。が洵に淺學且未熟の者でありますので今後何卒各位の多大なる御後援を賜りまして縣政振興に邁進せんことを希つて居る次第であります。赴任六ヶ月にして今回圖らずも此の未曾有の災害に遭遇致しましたことは痛恨に堪へない所であります。本日全員協議會なる異例を以て初めて諸君と相見をますることも各位に於かれては勿論のこと私と致しましても全く思ひ設けざりし所でありましたが今次の災害に對する復舊乃至復興は縣政上極めて重要且緊急を要する問題でありますので縣會招集に先立ち特に此の方法に於て意見の交換を願ひたいと考へた次第であります。諸君に於かれましても此の非常の際に處せんとする右の趣旨を十分お掬み取り下さいまして御腹藏なく且慎重に御協議賜らんことをお願ひ致す次第であります。今回の災害に就き 畏くも

天皇 皇后兩陛下に於かせられましたは深く之を御軫念遊ばされ御救恤の資を御下賜あらせられましたのみならず特に侍從を御差遣相成まして優渥なる聖旨を賜りました。聖恩の洪大無邊なる只唯恐懼感激に堪へない所です。御座います。小官は直に宮内大臣宛御禮執奏方電報を以て御依頼致し又去る十四日上京謹みて御禮言上の手續を執つた次第で御座います。茲に謹んで御報告申し上げます。(中略)

惟ふに今回の災害は從來の夫れと異り大河川の水源地に降雨多量なりし爲に非ずして縣内各地の降雨が未曾有の多量であつたことに原因するものであります。従つて本縣の治水事業に付きましては此の際大河川のみならず中小河川に付きましても一樣に根本的な再檢討を加へ恒久的治水對策を講ずるの要があるかと考へるのであります。去り乍ら此の事業は其の計畫に付きましても將又財政上の點から申しましても縣獨自の力のみによつては到底能くすることが出来るものでなく中央地方を通じ確乎たる

方針の下に調査考究を要する問題であります。今後應急措置の進展と共に場合に依ては學界の權威者及官民有識者を以て組織する治水會議の如きものを設け慎重なる研究の下に政府の協力を得て百年の大計を樹立し漸次之が實現を期したいと考へて居る次第であります。

又道路、橋梁、堤塘等の復舊は極めて迅速に完了せねばならぬと考へられまするに依り目下銳意施行中に屬する急施工事と相俟つて復舊に要する概算を急速取纏め國庫補助を申請する考でありますが今次の災害對策の一手段として先づ以て罹災者に對し現金收入を得しむることの重要なるに鑑み是等の諸工事は出來得る限り町村又は部落請負と爲すべく計畫中でありませんが故に地元に於ける町村も亦之に協力せらるるは勿論勞力の提供等に付ては格段の援助を希望する次第であります。

又土木復舊工事の該當勘き町村にして而かも冠水長期に亙り水田跡作の仕付困難な向に對しましては前述の趣旨に依り國庫の助成を得て適當なる救濟土木事業を計畫す

べく政府當局へ要望する考を持つて居る次第であります。

尙町村費支辨の道路復舊補助率に對しても此の際多少の増率を爲し町村財政窮乏を援助し併せて地方土木復舊事業の完全を期したいと存じ目下考究中であります。

飯米不足に對する措置と致しましては此の際政府米の拂下げを受け之を町村又は産業組合に拂下げ町村又は産業組合は之を罹災者に代金延納の方法を以て之を賣却することに致す考であります。而して一方災害復舊土木工事又は救濟土木事業の施行に依り現金收入を得しむることと相俟つて飯米を得るに困難なからしめんと期しつつある次第であります。

次に今回の應急措置に依る種苗購入助成に付ては既に追加豫算の内容説明に於て申述べて置きましたが之は差し向き冠水田地に於ける稻苗枯損の箇所に對しては此の際減水次第直に種粃播種又は再植付の方法に依り出來得る限り耕地を無爲に遊ばせることなき様幾分にも收穫を

得る如く町村駐在技師員及郡町村農會技師員を總動員して一々指導督勵に當りつつあるのであります。又冠水長期に亙り如何とも爲し難き地方に對しては明年に於ける種苗の購入に付て助成方を考慮致したいと考へて居りません。

罹災町村に對しては盛に副業を興し災害に伴ふ收入の減少を緩和せしむると共に勤勞の氣風を培養せしむることは最も肝要のことと存じます。而して其の副業の種類は多種多様でありますのが就中叭、蕙の如き薬工品の製作は少額の資本を以て創業し得られますのみならず技術も亦簡易にして婦女子の從業にも適し極めて適切なるものと認められますので之が獎勵に付國庫助成の途を本省へ要望せんと考へて居る次第であります。尙被害畑地の後作に付ては蔬菜の栽培を獎勵し收穫期に於ける有利販賣の目的を達成する爲漬物其の他簡單なる農産加工の獎勵或は共同販賣の獎勵を爲すべく之亦本省へ國庫助成を要望したいと考へて居ります。

蠶絲業方面に於きましては長期浸水又は流失埋没に依り收穫七割以上を減じました被害者に對する蠶種購入の助成或は稚蠶共同施設助成、桑園肥料購入の助成等に付國庫補助の交付を要望する考であります。

耕地方面に於きましては災害耕地の復舊及公共施設の復舊等に付可成多額の國庫助成ある如く政府へ要望せんと致しまして目下工事概算額を調査中であります。

次に商工業關係に付ては今回の災害直後に於きまして罹災商工業者に對する應急措置として復興に要する資金の貸出し方を茨城農工銀行及常陽銀行に折衝し結果各銀行十萬圓宛を限度として年利五分を以て貸出しに應ずることになりました。又本年度の中小商工業融通資金補償制度に依る融通限度は二十萬圓でありましたが未だ此の貸付餘力が約五萬五千圓ありますので之に對しては損失補償料を免除することになりました上更に融通額三十萬圓増額の申請を既に提出致しました之が追加が容認せられた場合も同様補償料の免除をして罹災者の負擔軽減を圖り

たいと存じます。尙罹災町村中商工都市に商工相談部の如き斡旋機關を設置し商品原料の仕入、生産品の販賣斡旋、金融相談及商店經營の相談等の事業を計畫して見たいと考へて居ります。

次に今次の災害復興に要する資金の融通に付て申上げますれば預金部低利資金の融通方を極力努力致しますと共に農山村に於ける肥料及農具の購入資金、災害耕地の復舊資金罹災家屋の復舊資金等に付其の融通方を各種金融機關に折衝し場合に依つては是等融通資金の貸出しに對し縣が或る程度迄補償し政府に於ても縣に對し再補償を爲すの方法に依り低利なる資金の斡旋を爲すの必要を認めまするに依り具體案作成の上本省方面へ之が助成方を要望したい考を持ちまして目下研究中であります。

仍ほ時局下に於ける水害たることに顧み應召軍人遺家族の援護に關しましては此の際特に細心の注意を拂ひ既設の方法擴充を爲すは勿論軍事扶助法の活用、軍人援護事業に依る援護及軍事扶助團體の活動を適切敏活ならしむ

る等の方法に依り應召軍人に對して後顧の憂なからしめんことを期しつつあります。

以上は今後の水害對策に付ての所信概要を申述べた次第でありますが縣としては財政の許す限り萬全の對策施設を講じ復舊及復興の速かならんことに全力を注ぐの覺悟と用意とを有して居るのであります。冀くば各位の熱誠なる御進言と御援助とに依り立派な成案を得他日必要豫算の御協賛を得て着々と之が實現を期したいと存じて居る次第であります。

今や我邦は非常の事變下に在り國を擧げての重大時局に際會し銃後の諸施設亦差措き難きもの多々あるのであります。

我々一同克く此の事變下の災害なることに思を致しましてこの災害に依り斷じて意氣阻喪することなく反つて熾烈なる更生意識に奮ひ起ち自奮自勵斯かる時艱に處してこそ我が縣民傳統の精神を發揮し勤勞倍加相携へて郷土愛護の至情を高揚し銃意復興に勵み禍を轉じて福となす

の氣魄を以て事變下縣民の責務を立派に果し以て 聖恩の萬一に應へ奉らんことを庶幾して已まない次第であります。

宣言文

畏クモ 天皇 皇后 兩陛下ニハ今次縣下ノ災禍ヲ深ク御軫念アラセラレ御救恤ノ資ヲ賜ヒ特ニ侍從ヲ御差遣優渥ナル 聖旨ヲ拜ス

天恩鴻大恐懼感激ノ至リニ勝ヘズ

惟フニ今次ノ水禍ハ其ノ地域縣下全部ニ互リ幾多ノ生命財産一朝ニシテ濁水ニ委シ沃野爲ニ荒廢ニ歸ス

然リト雖モ時偶々事變下非常ノ時局ニ際會シ銃後ノ舉措

一日ノ偷安ヲ許サズ縣民一同克ク事變下ノ災害ナルコト

ヲ認識シ斷ジテ災禍ニ挫折スルコトナク縣民傳統ノ精神

ヲ愈々發揮シ熾烈ナル更生意識ト郷土愛護ノ至情ヲ高揚

シ隣保相扶勤勞倍加以テ災禍克服ニ邁進セザルベカラズ

茲ニ縣會議員全員協議會ノ決議ヲ以テ縣當局ヲ支持激勵

シ縣民ト共ニ相携ヘテ銳意復興ニ勵ミ轉禍爲福ノ氣魄ヲ

以テ事變下縣民ノ責務ヲ全ウシ以テ 聖恩ノ萬一ニ應へ奉ランコトヲ期ス

陳情事項

一、今次の災害復舊並に復興に要する各種事業資金（縣市町村及各種組合等に對し）は其の全額を政府の低利資金を融通せらるると共に其の償還元金利子に相當補給金交付の途を講ぜられ度

二、既融通に係る社會事業資金、失業救済農山漁村臨時對策資金、耕地整理事業資金、各種低利資金、農村振興土木事業資金、農業土木事業資金及自作農創設維持資金等は罹災地の復舊に至る迄即ち今後三、四年間は中間据置を認められ度

三、罹災民の生活安定を得しむる一方策として匡救土木事業を起し以て現金収入の途を講じ之に對しては國庫の全額助成又は少くも四分の三以上の助成金を交付せられ度

四、久慈川改修工事は地方民の翹望已まざる所なりし

に、幸ひ之が着工近きにあり然るに其の改修計畫に

依れば本年度より昭和二十八年年度迄の長年月を要し

又其の改修區域は本支流共吾人の期待に添はざるも

のあるを痛感す今次の水害實狀に徴し既定計畫に再

検討を加へ年限の短縮及改修區域の擴張を圖られ度

五、小貝川改修工事の現在計畫は筑波郡上郷村地先より

下流なるも今次の水害に鑑みる時は更に上流眞壁郡

小栗村、河間村地先に至る迄延長改修するを必要と

認められ且つ支派川に對しても改修實現を期せられ

度

六、縣内の中小河川にして改修せられたるもの無く今次

の豪雨には何れも増水甚しく堤防各所決潰し附近一

帯に甚大なる損害を與へたり依て國は速に直轄にて

之が改修を施工するか或は縣の施工に對し三分の二

以上の國庫補助金交付あり度

七、罹災地に對する政府米の拂下げは特に廉價とし且つ

拂下代金は罹災地復興の時期即ち今後三、四年間に

年賦納入を認められ度

八、町村農會に於ては今次の水害に依り殆ど會費の徴收

困難となり技術員の俸給旅費は勿論各種の事業遂行

に困難を來すものと認めらる依て國は之が活動資金

として此の際多額の助成金を交付せられ罹災地農業

の指導に遺憾なきを期せられ度

九、災害耕地復舊事業費に對しては從來事業費の三分の

一、公共設備費は二分の一の補助なるも今次の如き

大災害に當り既定の補助率にては地元の負擔過重に

陥り遂には復舊不能に陥るものあるを懸念せらる依

て國は今次の災害に限り少くとも事業費の三分の二

以上の國庫助成あり度

一〇、現金収入を得しむる一方策として副業奨励の必要を

痛感す依て製筵機、製繩機の購入に對しては全額國

庫助成を期せられ度

一一、罹災商工業者の復興低利資金融通の途を講じ尙損失

補償中小商工業低利資金を更に増額せられ度